平成２３年（フ）第３１９号
相模原市中央区相模原８丁目５番32号
債務者　浅沼　眞美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２０号
相模原市中央区相模原４丁目９番８号　ラグーナハイツ207
債務者　水越トヨ子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２２号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番15号　スカイコート淵野辺第４―304
債務者　大島　憲一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２３号
相模原市南区西大沼５丁目11番25号　ファミール中里102
債務者　松村　寛庸
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３３号
神奈川県座間市相武台１丁目27番地の１　ワコーレ相武台前511号
債務者　佐藤　高広
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３８号
相模原市中央区小山１丁目11番12号
債務者　赤嶺みゆき
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３５号
静岡県沼津市西条町156番地　後藤ビル４Ｆ
債務者　後藤　英佑
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
京都市山科区日ノ岡堤谷町54番地２
債務者　森　　直人
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１９号
京都市上京区笹屋町通千本西入笹屋４丁目273番地の１
債務者　堂本　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５０号
京都府宇治市槇島町吹前78番地の４
債務者　中島　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００１号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地58棟506号
債務者　寺本佐智子（旧姓利江）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２２号
京都市伏見区聚楽町２丁目691番地５
債務者　藤田　英一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２３号
京都市伏見区聚楽町２丁目691番地５
債務者　藤田　雪枝
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５４号
京都市上京区仁和寺街道七本松東入一番町87番地２
債務者　谷口　弥美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６７号
京都市南区吉祥院定成町32番地の１　コスモ西大路301号
債務者　笹野佐千子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３３号
京都市山科区勧修寺東堂田町150番地　メゾン・マロニエ303
債務者　志賀　陽子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
堺市西区鳳東町６丁635番地１　305
債務者　池田三千恵
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係